

2026年3月26日

〔第2.1版で点検〕

「私立大学ガバナンス・コード」 遵守状況報告書

概 要

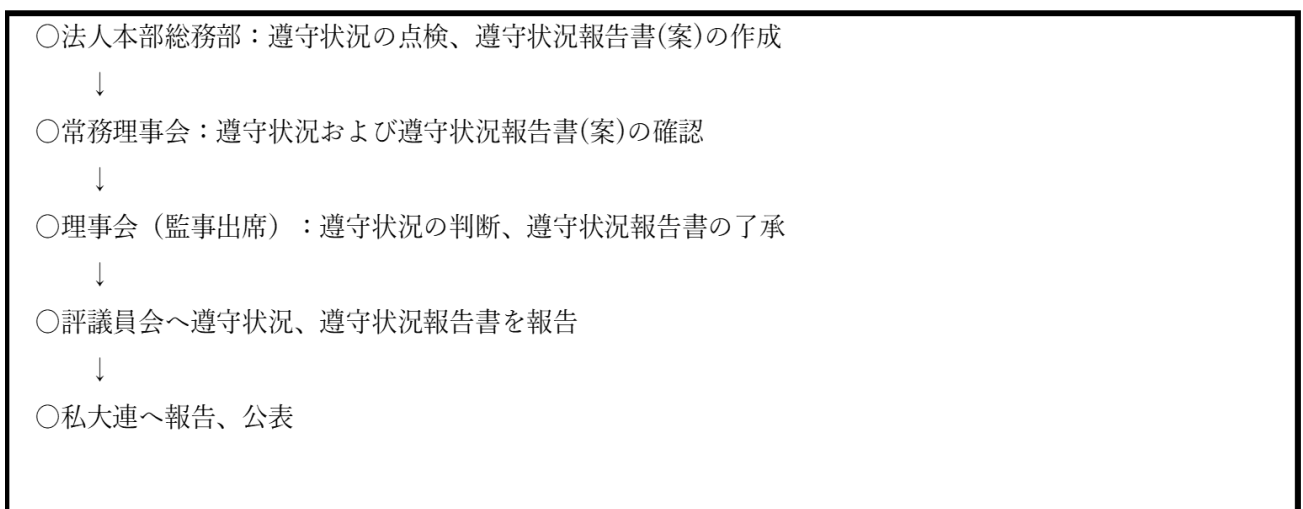
1. 法人名等

法 人 名	学校法人城西大学
法 人 代 表 者	水田 博久
担 当 部 署	法人本部総務部
お 問 合 せ 先	03-6238-1300

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1. 自律性の確保	「遵守」	1-1	「遵守」
		1-2	「遵守」
2. 公共性の確保	「遵守」	2-1	「遵守」
		2-2	「遵守」
3. 信頼性・ 透明性の確保	「遵守」	3-1	「遵守」
		3-2	「遵守」
		3-3	「遵守」
4. 継続性の確保	「遵守」	4-1	「遵守」
		4-2	「遵守」

3. 遵守状況の確認フロー図



「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

会員法人は、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	

遵守原則 1 - 1

会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在する幅広いステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、学校法人の運営に関する理解を得られるようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	当法人は、5か年の中期計画(2025～2029年度)及び各年度の事業計画を策定してウェブサイトに掲載・公表し、ステークホルダーに対して教育研究目的を明確にしている。 中期計画及び事業計画の進捗管理については、設定した目標・指標等の進捗・達成状況を各実施主体が年度毎にレビューし、ウェブサイトに掲載・公表している事業報告書にその結果を記載している。 中期計画の実施結果は、中期計画報告書に取りまとめてウェブサイトに掲載・公表している。

遵守原則 1 - 2

会員法人は、自主性・独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営するために、多様なステークホルダーからの意見を聴取し、反映できる体制を確立し、円滑な業務執行を行うようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	寄附行為及び理事会規程において、理事長等の業務執行範囲、理事会及び評議員会等の議決事項を明確化している。 監事を学外から選任するとともに、外部理事、外部評議員を選任し、有効な相互牽制が働くような仕組みを構築している。 評議員会に先立ち、理事及び評議員の双方が出席する事前説明会を開催し、評議員会での積極的な意見交換を促す措置を講じている。

基本原則「2. 公共性の確保」

会員法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	

遵守原則 2 - 1

会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	建学の精神「学問による人間形成」の下、「社会に有為な人材の育成」、「国際社会で生きる人間としての人格形成」を教育理念とし、中期計画及び年度事業計画を定めて教育研究活動の向上に努めている。 アセスメント・ポリシーの策定や学内の点検評価委員会、教学マネジメント会議等における活動、外部アセスメントテストの活用等を通じて、「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れ方針」の実質化を図るとともに、自己点検・評価結果及びアンケート調査の活用、IR活動、大学認証評価機関による評価結果の活用を通じた教育活動の改善にも積極的に取り組んでいる。

遵守原則 2 - 2

会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	地域との密接な連携関係を構築し、地域社会の課題解決に貢献するとの方針を定め、学内に地域との連携を推進するための組織を設置し、近隣自治体との協定締結や定期的な意見交換を通じて関係構築に取り組んでいる。 公開講座や地域課題の解決に向けたプログラムを開催し、学術研究の成果を地域社会に還元するとともに、活力ある個性豊かな地域社会の形成・発展を支援している。

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	

遵守原則 3 - 1

会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
	法人のガバナンスを有効に機能させるために不可欠な監査機能の実質化を図るため、常勤監事を登用し、独立性、専門性を考慮した監事の選任を行うとともに、監事監査規程に基づいて監査業務の支援体制を整備している。 監事監査規程に理事会、評議員会等への監事の出席を規定し、重要な会議において監事が積極的に意見を陳述することができる仕組みを構築している。

遵守原則 3 - 2

会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事、監事、評議員、学長（総長を含む）の選任手続きの透明性の確保及び解任手続きを明確化し、必要に応じて改善を行い、当該手続きの公正性について多くのステークホルダーからの理解が得られるようにし、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図る。また、社会からの信頼を損なうことがないように、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	理事、監事、評議員の選解任方法及び報酬水準については、寄附行為、役員及び評議員報酬規程にそれぞれ規定し、ウェブサイトに掲載・公表することにより透明化を図っている。 内部監査室の設置、内部監査規程の整備等により有効な内部統制体制の確立を図るとともに、内部監査室から理事会へ法令等遵守状況の点検・評価結果を報告すること等を通じて、理事会による執行、監督機能の実質化を図っている。

遵守原則 3 - 3

会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会に存在する幅広いステークホルダーから理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	法令に定められた教育情報・財務情報、寄附行為、中期計画、年度事業計画、事業報告書、認証評価結果等をウェブサイト に適時に掲載、公表している。 公式ホームページのリニューアル、公式アプリの導入、スマートフォンサイトのユーザビリティ向上を図り、情報公開方法の改善に努めている。

基本原則「4. 継続性の確保」

会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続及び発展に努める必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	

遵守原則 4 - 1

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営を行うようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	理事及び評議員に外部人材を積極的に登用し、それぞれの専門領域からの知見や多様な意見を踏まえた業務運営に努めている。 理事会、評議員会開催前の資料送付、評議員会開催前の事前説明会開催等により、構成員からの意見を引き出す仕組みの構築に努めている。

遵守原則 4 - 2

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化を行うようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	財政基盤の強化を図るため、寄付金募集を目的として「学校法人城西大学維持協力会」を設立し、ウェブサイトを通じて募集活動を実施している。補助金等外部資金の獲得については、情報収集担当の設置、資金獲得を推進するための仕組みの構築等、体制整備を進めている。 危機管理体制については、個人情報漏洩、研究不正、ハラスメント、災害等に関する規程・マニュアル等を整備し、危機発生の防止と危機発生時の対応を定める等、体制の整備に努めている。